

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	東邦ガス株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市熱田区桜田町19番18号
工場等の名称	栄三丁目北地域エネルギーセンター
工場等の所在地	名古屋市中区栄三丁目6番1号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	熱供給業であり、複数の需要家へ冷房、暖房用の冷水、温水を供給している。
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） 栄三丁目北地域エネルギーセンター
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-242-7127		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

基本方針

東邦ガスは、グループ各社とともに、地域および地球規模での環境保全の重要性を深く認識し、環境に関する社会課題の解決を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

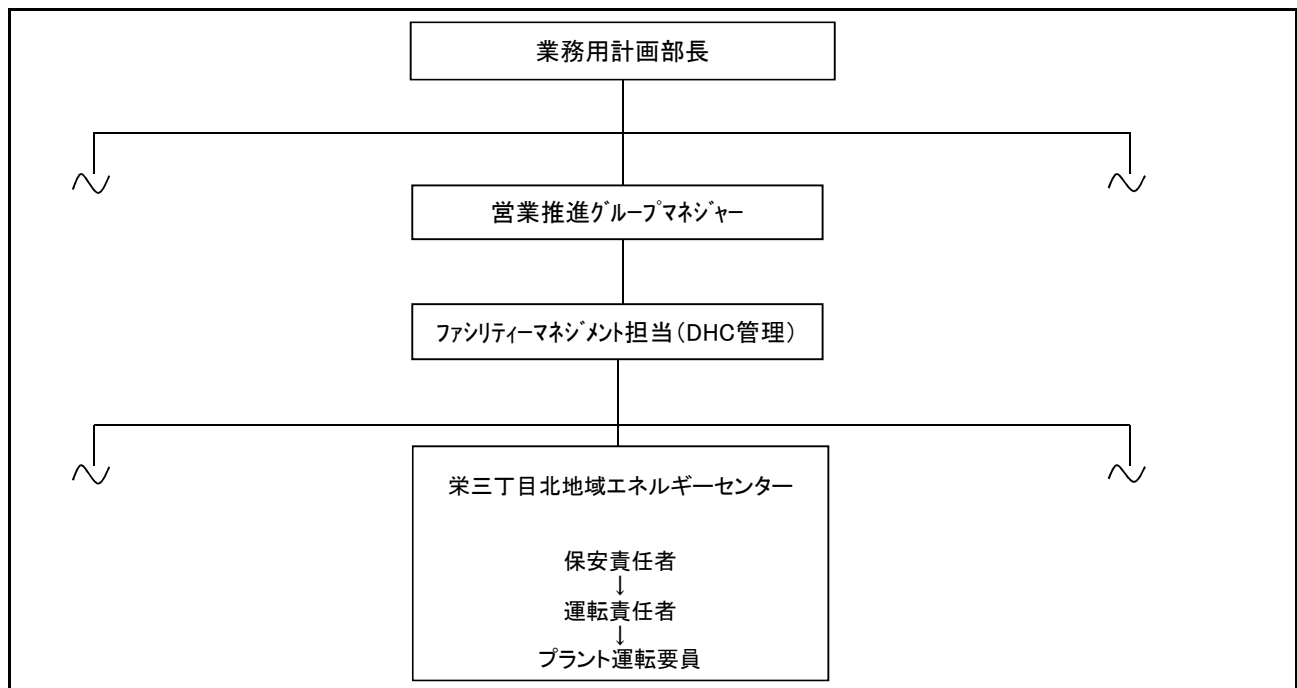
指針 1 お客さま先をはじめ社会全体における環境負荷低減に貢献します。

指針 2 事業活動における環境負荷を低減します。

指針 3 地域・国際社会と協働し、環境貢献を推進します。

指針 4 環境に関する技術開発を推進します。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,869	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） の 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,869	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排出量	62.58	kg-CO ₂ / GJ	61.95	kg-CO ₂ / GJ	1.0	%

（2）目標設定の考え方

当エネルギーセンターは温室効果ガスの排出を抑制するため、省エネ性の高い機器を導入している。そのため、更なるエネルギー削減は難しい状況であるが、よりきめ細やかな運転によりCO2を3年間で1%以上削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源 の実践・照明	・プラントとしては無人であるため照明は、巡回 点検以外は消灯する。	プラント退出時の照明消灯（102灯× 32W）完全実施。
省エネルギー・省資源 の実践・OA機器	・昼休み等パソコンを使用しないときは本体とモ ニターの電源を切る。	パソコン未使用時のモニター消灯 （25W/台×3台）完全実施。
工場等の製造工程に おける対策	・高効率機の優先運用及び熱需要に応じたきめ細 かい設備運転管理の徹底をする。	運転状況（結果）のフォロー会議を月1 回開催する。
省エネWGの取組み	・省エネルギー・省資源の年間活動目標を定め、 月1回開催する省エネルギー会議で活動報告や目標 達成に向けて活動を行う。	基準年度（令和5年度）に対し、3年間で CO2を1%削減する。

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標（2030年度）	
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	59	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

温暖化対策を推進するため、Jクレジット等の活用も考慮し活動を行っていく。

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

省エネルギー対策を検討、強化するために毎月省エネルギー会議を実施する。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

環境保全の日に限らず、照明は巡視点検や修理等の作業時以外は消灯する。